鉾田市中小企業・小規模企業振興基本計画

令和6年3月

鉾田市中小企業･小規模企業振興基本計画　目次

第Ⅰ章　計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1．鉾田市中小企業・小規模企業振興基本計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4．SDGs の実現に向けた取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第Ⅱ章　本市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅱ－1　本市の基本指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1．人口・世帯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2．人口動態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3．産業の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
Ⅱ－2　本市の中小事業者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
1．新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市が実施した事業者支援策に関するアンケート（令和4年度）・・・ 10
2．中小事業・小規模企業振興基本計画策定に係るアンケート（令和5年度）・・・・・・・ 10
Ⅱ－3　金融機関に対するヒアリング　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
Ⅱ－4　鉾田市の中小企業に対する施策（総合計画）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第Ⅲ章　中小企業の経営環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
Ⅲ－1　中小企業景況調査（2023 年 7-9 月期）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
Ⅲ－2　中小事業者を巡る社会・経済環境の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
Ⅲ－3　鉾田市の中小企業・小規模企業振興にかかる課題　・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第Ⅳ章　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第Ⅴ章　施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
■基本方針－1　地域資源を生かした企業活動の活性化　・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
■基本方針－2　既存中小事業者の強化と継承の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
■基本方針－3　新規創業・新規開拓の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
■基本方針－4　事業活動を支援する仕組みづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第Ⅵ章　計画の推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
1．計画の推進にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2．計画の評価と改善　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3．施策評価の仕組みづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第Ⅰ章　計画の概要

1. 鉾田市中小企業･小規模企業振興基本計画の概要

中小企業、小規模事業及び小企業（以下「中小企業等」という。）は、我が国の企業数の 99%を占め、本市においても、地域経済や雇用創出などの面において重要な役割を果たしています。しかし、少子高齢化による市場の縮小や人材不足、産業のグローバル化の進行など、中小企業を巡る環境も大きく変化し、経営環境は厳しさを増しています。さらに、令和２年（2020 年）から急拡大した新型コロナウイルス感染症による影響は大きく、同感染症の第５類への移行を契機に、事業の立て直しが急務となっています。

鉾田市中小企業・小規模企業振興基本計画は、鉾田市小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）第５条に掲げる施策に沿って振興に関する目標や施策を示す計画であり、前述のように厳しさを増す中小企業等の支援を具体化することを目的として策定します。

鉾田市小規模企業振興基本条例　第５条
(1)　小規模企業の経営の安定及び革新に関すること
(2)　小規模企業の経営基盤の整備に関すること
(3)　小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関すること
(4)　小規模企業の事業承継の支援に関すること
(5)　新事業の創出及び起業支援に関すること
(6)　小規模企業の資金調達の円滑化に関すること
(7)　小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
(8)　小規模企業に関する情報の収集及び提供
(9)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である第２次鉾田市総合計画、鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略といった計画に即し、鉾田市経営発達支援計画、鉾田市事業継続力強化支援計画、鉾田市観光ビジョン、鉾田市６次産業化推進計画など産業分野における既存計画との整合を図りながら策定し、中小事業者等の支援に関する取り組みを示す計画です。

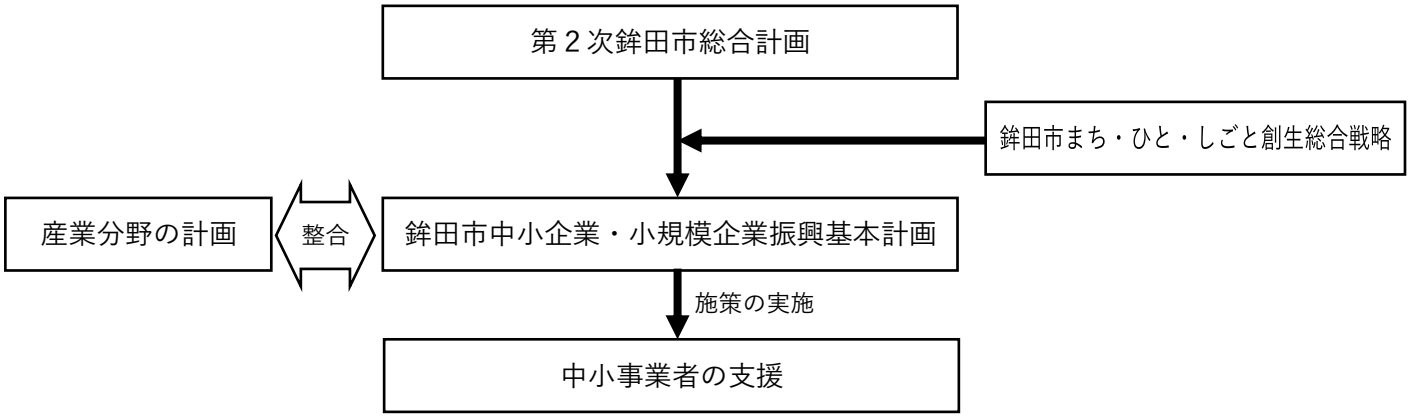

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。なお、社会経済等の変化に応じて、適宜必要な見直しを行うものとします。

4. SDGs の実現に向けた取り組み

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、17 のゴール・169 のターゲットが設定されています。本市においても、これらを考慮しながら中小事業者支援に取り組みます。

第Ⅱ章　本市の概要

Ⅱ－1　本市の基本指標

1. 人口･世帯

（1）人口の推移

本市の人口は、平成 17 年の 51,054 人をピークに減少しており、令和２年の人口は 45,953 人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、令和２年の世帯数は 17,919 人となっています。

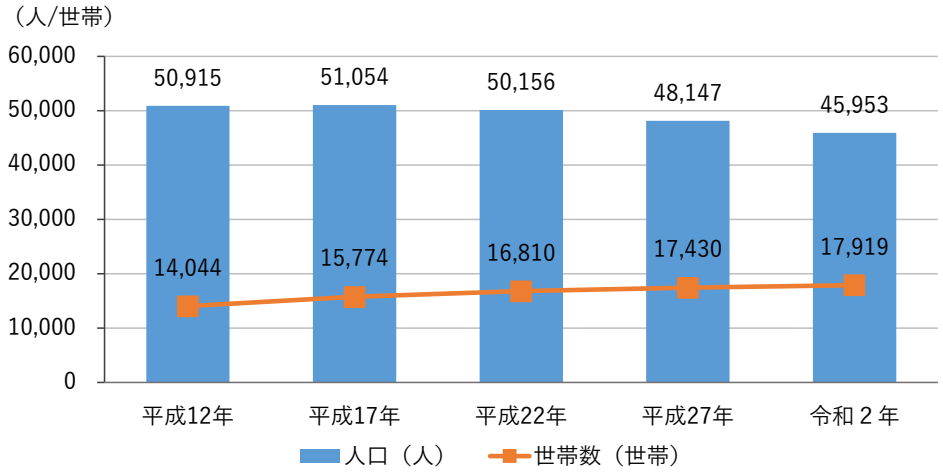

資料）国勢調査

（2）年齢３区分別人口及び高齢化率

年齢３区分別の人口をみると、老年人口(65 歳以上)は増加していますが、年少人口(０～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)いずれも減少しています。高齢化率も上昇しており、令和２年の高齢化率は 34.1%となっています。

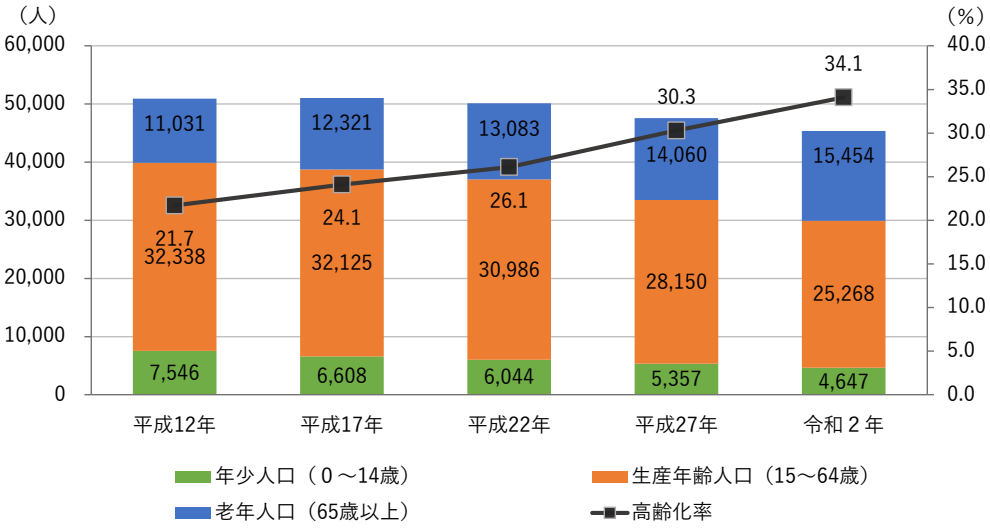

資料）国勢調査

2. 人口動態

（1）自然動態

出生・死亡による自然動態をみると、平成 12 年以降死亡数が出生数を上回っています。出生数は減少傾向となっており、自然動態の減少傾向が続いています。

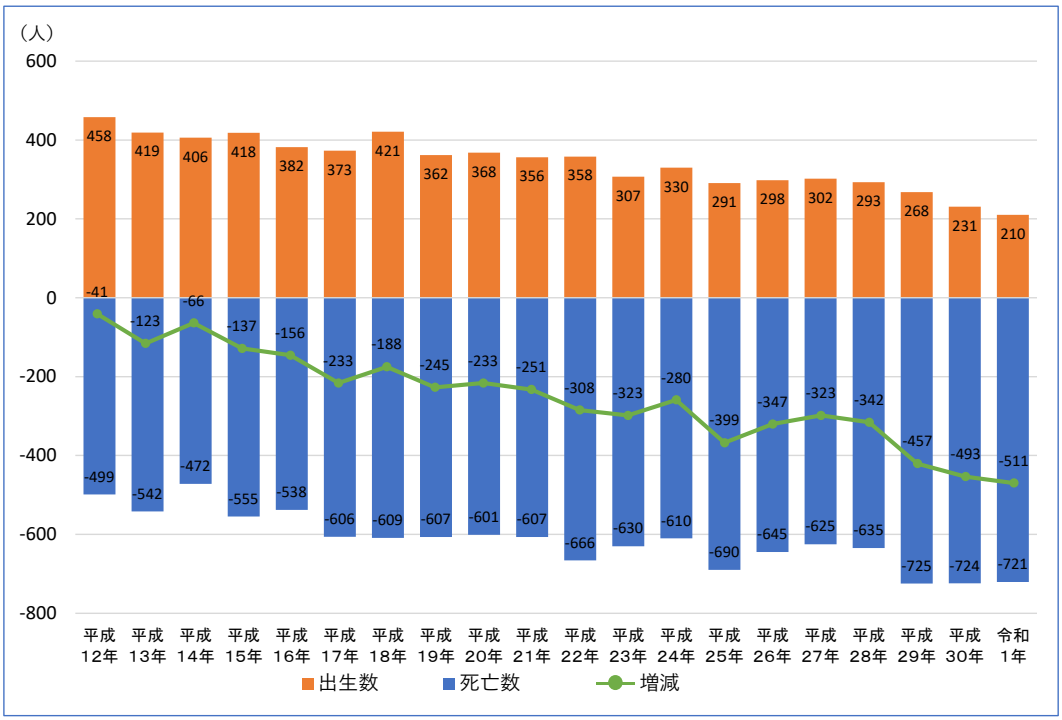

資料）茨城県常住人口調査

（2）社会動態

転入・転出による社会動態をみると、本市では毎年 2,000 人を超える転出転入が見られています。

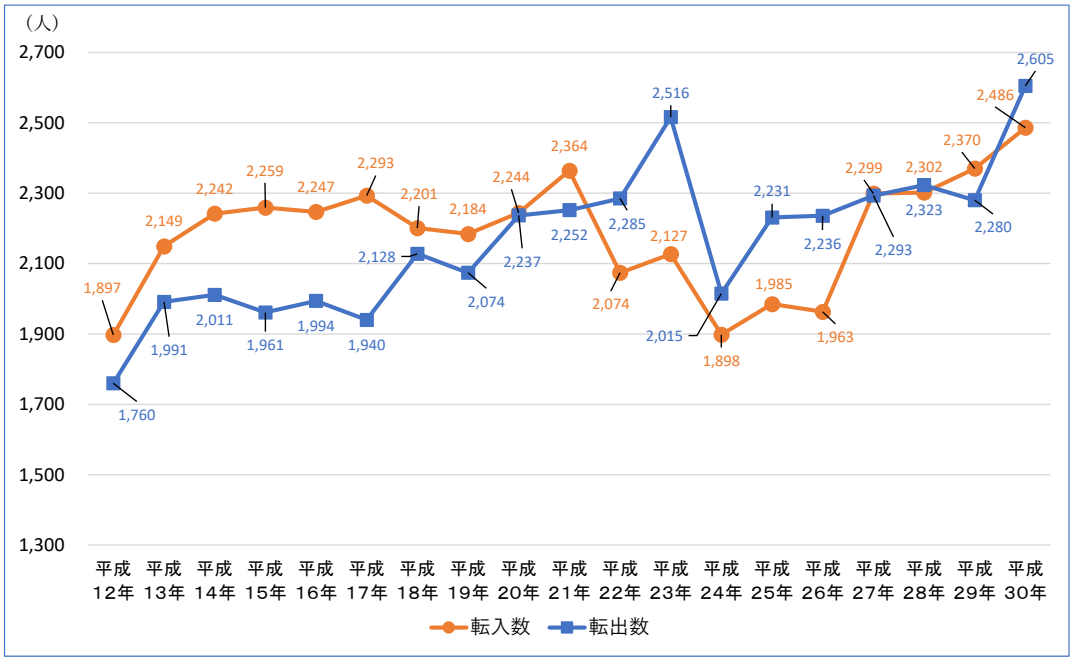

資料）茨城県常住人口調査

（3）従業地・通学地による就業状態

従業地・通学地による就業状態をみると、本市は茨城県全体と比べ、自市町村（市内）における就業者が多くなっています。特に「自宅」での就業が多くなっていますが、農業に従事する方が多いことが要因と考えられます。

		総数	従業も通学もしていない	自市町村			他市区町村				不詳
				総数	自宅	自宅外	総数	県内	他県	不詳・外国	
鉾田市	実数(人)	45,953	13,130	17,866	6,932	10,934	8,977	8,302	300	375	5,980
	構成比(%)	100.0%	32.8%	44.7%	17.3%	27.4%	22.5%	21.7%	0.8%	－	－
茨城県	実数(人)	2,867,009	949,315	991,788	154,769	837,019	643,940	481,845	149,582	12,513	281,966
	構成比(%)	100.0%	36.7%	38.4%	6.0%	32.4%	24.9%	19.1%	5.8%	－	－

資料）令和２年国勢調査

3. 産業の状況

（1）産業別の事業所数・従業者数

①事業所数

事業所数をみると、概ね茨城県全体と同様の傾向を示し、卸売業、小売業、建設業が多くなっています。一方で、製造業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉は少ない傾向にあります。

また、本市は農業が盛んな地域であることから、農業、林業の割合は茨城県よりも多くなっています。

	事業所数			
	鉾田市		茨城県	
A 農業，林業	55	3.4%	1，044	1.0%
B 漁業	－	0.0%	46	0.0%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.1%	65	0.1%
D 建設業	282	17.5%	14，004	12.9%
E 製造業	118	7.3%	9，826	9.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.2%	286	0.3%
G 情報通信業	3	0.2%	846	0.8%
H 運輸業，郵便業	48	3.0%	3，529	3.2%
I 卸売業，小売業	426	26.5%	26，387	24.3%
J 金融業，保険業	16	1.0%	1，524	1.4%
K 不動産業，物品賃貸業	62	3.9%	5，782	5.3%
L 学術研究，専門・技術サービス業	48	3.0%	4，368	4.0%
M 宿泊業，飲食サービス業	129	8.0%	11，100	10.2%
N 生活関連サービス業，娯楽業	169	10.5%	10，426	9.6%
O 教育，学習支援業	25	1.6%	3，085	2.8%
P 医療，福祉	102	6.3%	8，121	7.5%
Q 複合サービス事業	17	1.1%	647	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）	102	6.3%	7，562	7.0%
合　　計	1,608	100.0%	108,602	100.0%

資料）令和元年経済センサス

②従業者数

従業者数をみると、卸売業、小売業が最も多くなっています。また、農業、林業についても茨城県全体より多くなっています。

	従業者数			
	鉾田市		茨城県	
A 農業，林業	1，041	8.1%	13，097	1.1%
B 漁業	0	0.0%	902	0.1%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	5	0.0%	406	0.0%
D 建設業	1，439	11.2%	84，040	6.8%
E 製造業	1，807	14.0%	279，017	22.6%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.0%	4，059	0.3%
G 情報通信業	5	0.0%	19，466	1.6%
H 運輸業，郵便業	755	5.9%	76，241	6.2%
I 卸売業，小売業	3，153	24.5%	225，563	18.2%
J 金融業，保険業	140	1.1%	23，032	1.9%
K 不動産業，物品賃貸業	204	1.6%	20，664	1.7%
L 学術研究，専門・技術サービス業	259	2.0%	62，193	5.0%
M 宿泊業，飲食サービス業	750	5.8%	81，979	6.6%
N 生活関連サービス業，娯楽業	705	5.5%	50，919	4.1%
O 教育，学習支援業	103	0.8%	33，734	2.7%
P 医療，福祉	1，616	12.5%	156，690	12.7%
Q 複合サービス事業	341	2.6%	9，554	0.8%
R サービス業（他に分類されないもの）	550	4.3%	96，450	7.8%
合　　計	12,878	100.0%	1,237,104	100.1%

資料）令和元年経済センサス

（２）開設・廃業（創業比率）

開設・廃業（創業比率）についてみると、茨城県及び全国よりも低い状況となっています。

資料）RESAS(地域経済分析システム)

※創業比率とは、ある特定の期間において、「〔1〕新設事業所（又は企業）を年平均にならした数」の「〔2〕期首において既に存在していた事業所（又は企業）」に対する割合であり、〔1〕／〔2〕で求めます。

【参考：中小企業白書 2022 での開業率・廃業率について】

我が国の開業率は、1988 年度をピークとして低下傾向に転じた後、2000 年代を通じて緩やかな上昇傾向で推移してきたが、2018 年度に再び低下傾向に転じた。足元では再び 5%台に回復している。廃業率は、1996 年度以降増加傾向で推移していたが、2010 年度からは低下傾向で推移している。

第1-1-36図　開業率・廃業率の推移

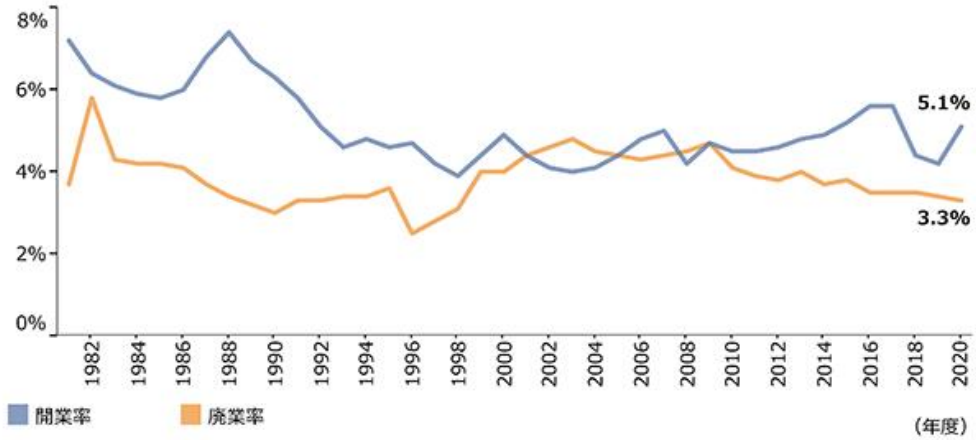

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出
（注）1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である（雇用保険法第5条）。

資料）2022 中小企業白書

（３）産業別総生産

産業別総生産をみると、第１次産業の総生産額の増加を要因として、平成 26 年以降増加しています。

図－産業別総生産

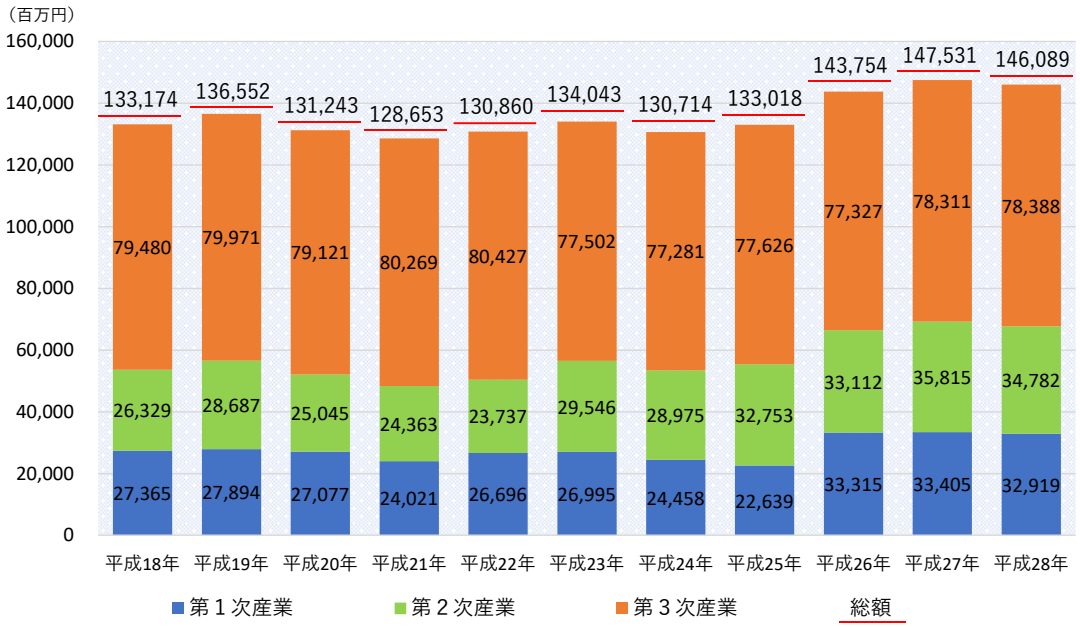

資料）茨城県市町村民経済計算

（４）農業の状況

本市は、農業の盛んな地域ですが、農家数、経営耕地面積、農業産出額とも減少傾向を示しています。

図－農家数と耕地面積の推移

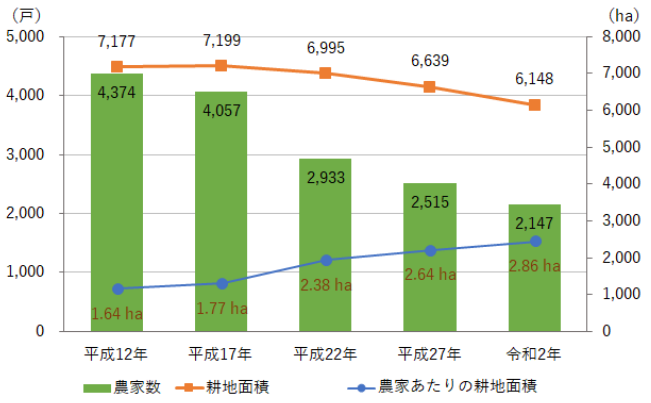

資料）農林業センサス

図－農業産出額の推移

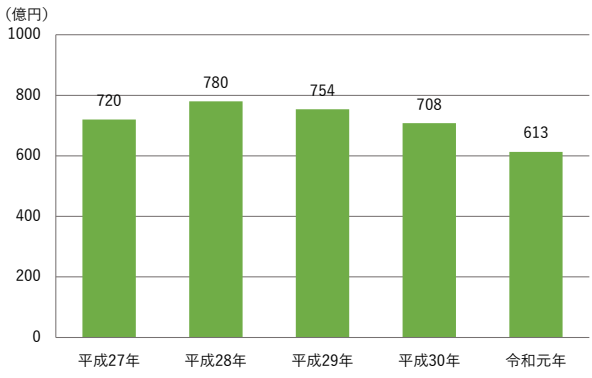

資料）農林業センサス

（5）工業の状況

工業の状況をみると、事業所数及び従業員数については減少傾向にあります。また、製造品出荷額については、平成 28 年までは増加していましたが、平成 30 年には減少に転じています。

図－事業所数と従業員数の推移

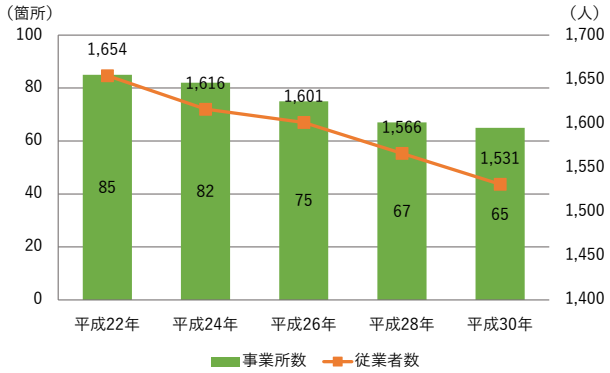

図－製造品出荷額の推移

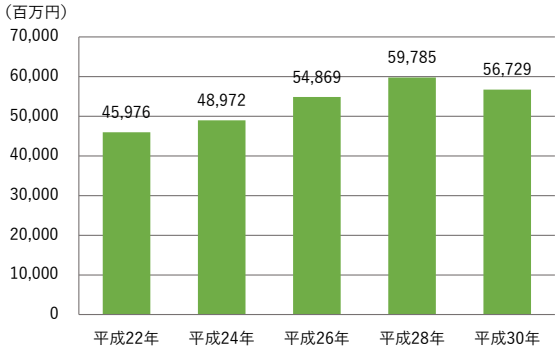

資料）経済産業省「工業統計調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
※従業員数 4 人以上の事業者が対象

（6）商業の状況

商業の状況をみると、卸売業、小売業とも平成 26 年から 28 年にかけて商店数が微増に転じており、小売業については、従業員数、販売額も増加しています。

図－卸売業の推移

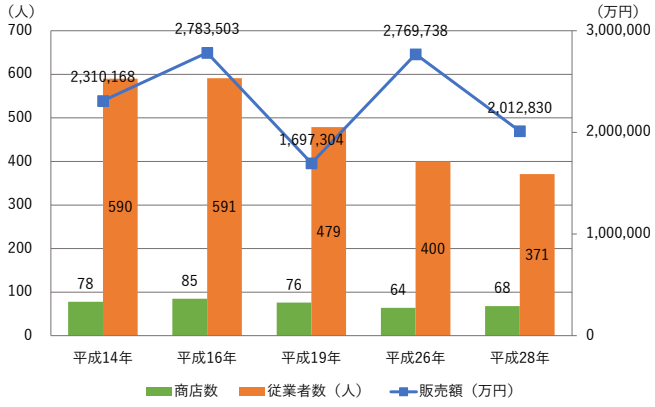

図－小売業の推移

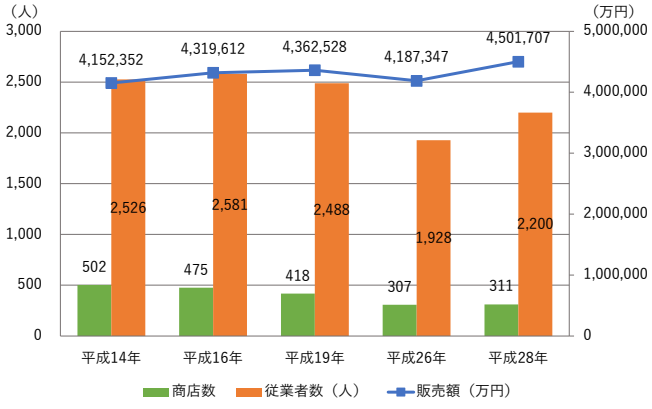

資料）商業統計調査

Ⅱ－2 本市の中小事業者の状況

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市が実施した事業者支援策に関するアンケート（令和4年度）

■調査期間：令和 5 年 3 月 13 日～令和 5 年 3 月 31 日
■回収率：66.0%（配布数：215 事業者　回収数：142 事業者）

○業況について、「横ばい」55.6%、「悪化」35.2%、「改善」4.9%で、全体として業況の改善が進んでいません。要因としては、原材料、光熱費、人件費の高騰を挙げています。
○今後の見通しについても、「改善」が 11.4%に留まる一方で、「悪化」15.7%、「見通せない」29.3%と、約半数が不安を持っている状況です。
○このような状況の中、補助金の使途についても、「光熱費の支払い」に利用する中小事業者が増加しています。

2. 中小事業・小規模企業振興基本計画策定に係るアンケート（令和5年度）

■調査期間：令和 5 年 11 月 30 日～令和 5 年 12 月 22 日
■回収率：23.9%（配布数：881 事業者　回収数：211 事業者）

本調査の策定にあたり、市内の中小事業者の状況を把握するために実施した「中小事業・小規模企業振興基本計画策定に係るアンケート」から、本市の中小事業者の状況を次のように整理します。

（1）本市の中小事業者の特性

○経営者の高齢化が進んでいるとともに、新しい事業所が少ない環境にあります。
○経営規模も小規模な企業が多くなっています。

①代表者が高齢化しています。

代表者の年齢は 60 歳以上が 5 割を占めており、70 歳以上も 28.9%と、ほぼ 3 人に 1 人が 70 歳を超えている状況にあります。

設問：代表者の年齢【単一回答】

	回答数	構成比
29歳未満	0	0.0%
30～39歳未満	4	1.9%
40～49歳未満	24	11.4%
50～59歳未満	59	28.0%
60～69歳未満	62	29.4%
70歳以上	61	28.9%
無回答	1	0.5%
計	211	100.0%

②従業員が 10 人未満の事業所が多くなっています。

従業員が 10 人未満の事業所が８割を超えています。特に「４人以下」が 61.6%となっており、小規模事業所が多くなっています。

設問：従業員数【単一回答】

	回答数	構成比
０～４人	130	61.6%
５～９人	43	20.4%
10～19人	21	10.0%
20～29人	6	2.8%
30～49人	7	3.3%
50人以上	4	1.9%
無回答	0	0.0%
計	211	100.0%

③経営年数

経営年数をみると、「30 年以上」が 64.5%となっています。一方で、10 年未満の事業所は 7.6%に留まっています。

設問：経営年数【単一回答】

	回答数	構成比
0～3年	4	1.9%
4～9年	12	5.7%
10～19年	11	5.2%
20～29年	25	11.8%
30年以上	136	64.5%
無回答	23	10.9%
計	211	100.0%

（２）経営状況

〇現在の経営状況の判断は、改善と悪化に二分されていますが、来期以降は改善を見込む企業が多くなっています。
〇しかし、事業展開については、「現状維持」を指向する中小事業者が多く、販路拡大や設備投資により、現在の商品・サービスを軸に改善を目指す方向となっています。

①直近３か月の経営状況は、「改善」、「悪化」の判断が分かれています。

「改善している」、「やや改善している」と、「悪化している」、「やや悪化している」がほぼ同程度となっており、景況感の判断は二分されています。

設問：直近３か月の経営状況【単一回答】

	回答数	構成比
改善している	19	9.0%
やや改善している	86	40.8%
やや悪化している	75	35.5%
悪化している	28	13.3%
無回答	3	1.4%
計	211	100.0%

②来期の経営状況の見通しについては、「改善」の傾向が見られます。

来期の経営状況の見通しについては、「やや改善する」が49.3%と、回答した企業の半数が改善する見通しであると回答しています。

設問：来期の経営状況の見通し【単一回答】

	回答数	構成比
改善する	15	7.1%
やや改善する	104	49.3%
やや悪化する	64	30.3%
悪化する	19	9.0%
無回答	9	4.3%
計	211	100.0%

③今後の事業展開については、「現状維持」が多くなっています。

事業展開については、「現状維持」が 72.0%と最も多くなっています。「拡大する」は 12.8%ですが、「縮小する」9.0%、「休廃業する」4.3%となっており、本市の中小事業者全体としては現状維持から縮小という方向が窺えます。

設問：今後の事業展開【単一回答】

	回答数	構成比
拡大する	27	12.8%
縮小する	19	9.0%
休廃業する	9	4.3%
市外・県外へ移転する	0	0.0%
現状維持	152	72.0%
無回答	4	1.9%
計	211	100.0%

④事業の拡大は「設備投資」と「販路開拓」が多くなっています。

事業拡大の予定としては、「設備投資」と「販路開拓」が多く、既存商品の生産と販売の強化に力を入れる一方、新商品の開発については少なくなっています。

設問：今後拡大を予定する分野【複数回答】

	回答数	構成比
新工場等の整備	5	13.5%
設備投資	13	35.1%
販路開拓	13	35.1%
海外進出	0	0.0%
新商品の開発	1	2.7%
雇用拡大	3	8.1%
その他	2	5.4%
無回答	0	0.0%
計	37	100.0%

（3）経営上の問題

○多くの中小事業者が経営上の問題を有しており、「売り上げの確保」、「人手の確保」、「物価上昇への対応（価格転嫁）」、「設備の老朽化」経営上の問題となっています。

①7割以上の企業が経営上の問題を有しています。

経営上の問題が「ある」と回答した企業は76.3%となっています。

設問：経営上の問題の有無【単一回答】

	回答数	構成比
ある	161	76.3%
ない	46	21.8%
無回答	4	1.9%
計	211	100.0%

②経営上の問題は、「売り上げの確保」、「人手の確保」、「物価上昇への対応（価格転嫁）」、「設備の老朽化」が多くなっています。

経営上の問題については、「売り上げの確保」が22.7%、「人手の確保」が16.3%、「物価上昇への対応（価格転嫁）」が11.5%などの近年の社会経済環境に起因する問題が多くなっていますが、「設備の老朽化」も挙げられています。

設問：経営上の問題の内容【3つまで選択】

	回答数	構成比
売り上げの確保	85	22.7%
人手の確保	61	16.3%
設備の老朽化	39	10.4%
情報化への対応	8	2.1%
資金繰り	35	9.3%
販路の確保	18	4.8%
仕入れ先の確保	8	2.1%
後継者の確保	22	5.9%
物価上昇への対応（価格転嫁）	43	11.5%
インボイス制度への対応	20	5.3%
電子帳簿保存法への対応	27	7.2%
その他	3	0.8%
無回答	6	1.6%
計	375	100.0%

（4）従業員の状況

〇パート・アルバイト、業務経験者、外国人人材を中心に従業員の確保が行われています。

①積極的な従業員の採用は見られていません。

本年中に従業員を採用した中小事業者は 28.0%であるのに対し、採用を見送った中小事業者が 60.7%となっています。

設問：本年中の従業員の採用状況【単一回答】

	回答数	構成比
採用した	59	28.0%
採用を見送った	128	60.7%
無回答	24	11.4%
計	211	100.0%

②採用はパート・アルバイト、業務経験者、外国人人材が中心となっています。

採用した従業員は、パート・アルバイトが 39.4%、業務経験者が 22.7%、外国人人材が 19.7%となっていますが、新卒者の採用は 9.1%に留まっています。

設問：採用した人材【複数回答】

	回答数	構成比
新卒者	6	9.1%
業務経験者	15	22.7%
派遣社員	1	1.5%
パート・アルバイト	26	39.4%
外国人人材	13	19.7%
その他	4	6.1%
無回答	1	1.5%
計	66	100.0%

（5）事業承継について

〇事業承継がうまくいかず、廃業を選択する中小事業者が存在しています。

①自分の代で廃業するという経営者が多くなっています。

事業承継については、「後継者を確保している」が 31.8%であるのに対し、「自分の代で廃業する」が 38.4%となっています。また、「後継者を確保したいと考えている」が 19.9%、「後継者を探しているが見つからない」が 1.4%となっています。

設問：事業承継についての検討状況【単一回答】

	回答数	構成比
後継者を確保している	67	31.8%
後継者を確保したいと考えている	42	19.9%
後継者を探しているが見つからない	3	1.4%
自分の代で廃業する	81	38.4%
その他	14	6.6%
無回答	4	1.9%
計	211	100.0%

（6）中小事業者の支援について

○「商工会」が支援の窓口として認識されています。「資金繰り」、「人材確保」、「情報化への対応」、「販路開拓」など、金融機関や行政と連携した支援が求められます。

①支援制度など関する情報の入手は「商工会」が中心となっています。

中小企業に対する支援制度に関する情報の入手先は、「商工会」が最も多くなっています。また、「自分自身で収集している」も 24.5%となっています。

設問：中小事業者に対する支援制度などの入手先
【２つまで選択】

	回答数	構成比
自分自身で収集している	76	24.5%
商工会から情報を得ている	108	34.8%
行政から情報を得ている	39	12.6%
金融機関から情報を得ている	22	7.1%
同業者から情報を得ている	31	10.0%
特に何もしてない	22	7.1%
その他	6	1.9%
無回答	6	1.9%
計	310	100.0%

②期待する支援策は「資金繰り」、「人材確保」、「情報化への対応」、「販路開拓」などとなっています。

「資金繰りに対する支援」が20.7％と最も多くなっています。次いで「人材確保に対する支援」17.9%が多く、新型コロナウイルス感染症以降の経済活動の活発化に伴う支援のニーズが多くなっています。また、「情報化への対応に対する支援」、「販路開拓に対する支援」など、自社だけでは対応できない課題に対する支援が多くなっています。

設問：期待する支援策【３つまで選択】

	回答数	構成比
販路開拓に対する支援	43	11.7%
商品・サービスの開発に対する支援	30	8.2%
ビジネスマッチング、異業種交流会等の開催	12	3.3%
情報化への対応に対する支援	45	12.2%
人材確保に対する支援	66	17.9%
事業承継に対する支援	30	8.2%
資金繰りに対する支援	76	20.7%
信用保証に対する支援	18	4.9%
イベントなど販売機会の確保	9	2.4%
その他	9	2.4%
無回答	30	8.2%
計	368	100.0%

Ⅱ－３ 金融機関に対するヒアリング

計画の策定にあたり、市内の金融機関に対してヒアリングを行い、市内事業者の状況を以下のように整理しました。

（１）鉾田市の中小企業・小規模企業の特性について

○鉾田市の中小事業者は資産状況や財務内容が良い企業が多い。

○農業分野では生産農家の方が多い。兼業して一部加工販売、仕入れ、卸売りなど、農家だけではやっていけないので展開するケースが多く逆は少ない。農業も資金力や作付け面積で２極化している。

○商工業は小規模な中小事業者が多く、農業や建設業と比べると経営基盤が弱い。農業に付随する運送、資材、加工などの中小事業者が多く、農家を相手に商売している業種は残るが。鉾田市内の需要から仕事をする中小事業者は少ない。

○農業以外の中小事業者で有力な事業所は、鉾田市内でなく全国、県全域に顧客を持っているケースが多い。

○鉾田市は、若い人が農業後継者となっている。これは他の地域ではあまり見られないこと。

○葉物野菜などは安定している。年４回転くらいするので利益率はともかく業種としては残ると思う。自分で販路を探している人もいてその方がいい成果が出ている。

（２）鉾田市の中小企業・小規模企業の経営環境について

○事業承継は時々ある。農家の事業承継はできているが、その他の業種は廃業というケースもある。後継者がおらず廃業するケースがある。Ｍ＆Ａで相手先を見つけてきても難しい。成長するところしないところの二極化が進んでいる。

○鉾田市では事業承継支援が重要ではないか。農家が根付いている市町村であり、今あるものをつないでいくべき。鉾田市内の企業を維持することが必要。

○新型コロナ以降は、売り上げや客は戻っている人もいるが、十分戻り切ってはいない。返済が厳しくなっている例も見られ、今後数年は厳しい可能性もある。金融機関としては支援していく方向なので、市内の中小零細であればなんとかやっていける環境だと思う。

○起業については，年間数件みられる。年齢としては 30 歳前後で男性が多い。分野としては農業以外。農業は親から継いでという形態が多い。

（３）鉾田市中小企業・小規模企業振興に向けた考え方について

○市がどういうふうな形で発展したいかを見せる必要があるのではないか。「鉾田市はこういうふうに伸びたいので、こんな業種をやってくれる人を応援します」など、色を出してプロモーションを強化してはどうか。その方が認知度も上がって効果の見える化も図れる。

○農業を活用することが必要。農業後継者はしっかり跡を継いでいる。市内で稼いだ利益を循環させるためには、農業後継者である若い人を対象とした賑わいも必要。可処分所得をどう市内に落とすかは大きなテーマではないか。

○販路開拓のためのマッチング事業。業種ごとに開催すると拡がるかもしれない。鉾田市という看

板を使って販路開拓につなげていく。

〇空き店舗対策などを支援する。分からない人がはいってくるよりも行政がはいってどんな人か分かりやすくする。

〇鉾田市は海や湖沼もあるので、観光を含めたＰＲをしてはどうか。

Ⅱ－４ 鉾田市の中小企業に対する施策(総合計画)

第２次鉾田市総合計画後期基本計画では、「基本施策３　商工業・企業誘致及び官民連携」において、次のような方針を示しています。

【基本施策の方針】

本市のような地方における商工業は、古くからの商店や小規模事業所の廃業がみられるなど、非常に厳しい状況となっています。さらに、消費者のライフスタイルの変化により、郊外への大型店の出店やインターネット購買の普及が進んでおり、このような外部環境を考慮した振興策を検討します。

一方、起業・創業については、地方創生の一環として近年多くの自治体で取り組まれており、本市においても将来に向けて強化を図ります。

【個別施策】

■商工業振興

○商工業の活性化、事業者の経営安定化を支援するため、融資保証、中小企業の経営基盤の支援、経営革新に向けた補助金交付などによる支援を行います。

○起業・創業を支援するため、引き続き商工会を窓口として、新規創業を希望する方に対するセミナー開催や相談窓口体制、補助金交付を継続します。

○コロナ禍に対する緊急経済対策の一環として、中小企業・小規模事業者等の支援に取り組んでいますが、今後もウィズコロナを見据え、厳しい状況にある事業者の事業継続を支援していきます。

■企業誘致・官民連携

○鉾田西部工業団地については、整備の具体化に向けて茨城県に対して要望します。

○立地企業に対する固定資産税相当額の奨励金の拡充や、企業ニーズにあった新たな優遇措置を検討します。また、企業誘致専用に開設したホームページや SNS 等の情報発信を継続・強化するとともに、新聞・雑誌広告やネット広告の活用を取り入れます。

○学校跡地の利活用は、単に市の保有する資産の圧縮のためだけでなく、市の政策課題の解決、新たな行政需要への対応や地域活性化に寄与するものとし、民間事業による利活用を視野に入れながら、効率かつ効果的な利活用に取り組みます。

○基幹産業となっている農業を活かし、農業や食品関連分野での仕事の創出を目指します。

○企業誘致や産業振興を図るために、企業との継続的な関係構築、異業種交流等に関する取り組みの充実を目指します。また、協定や企業版ふるさと納税などを通じ、新たなパートナーシップの構築の可能性を広げます。

第Ⅲ章　中小企業の経営環境

Ⅲ－1 中小企業景況調査(2023 年 7-9 月期)

2023 年 7 － 9 月気の中小企業景況調査では、景況感について次のように示されています。

◆中小企業の業況判断ＤＩは 3 期ぶりに低下

○全産業の「業況判断 DI（前期比季節調整値)」は、前期（2023 年 4-6 月期）から 2.0 ポイント減（▲12.8）と 3 期ぶりに低下。産業別では、卸売業で 2.0 ポイント増（▲7.3)、小売業で 0.4 ポイント増(▲21.7)と上昇、製造業で 3.1 ポイント減(▲13.5)、サービス業で 2.3 ポイント減(▲6.3)、建設業で 1.6 ポイント減（▲10.6）と低下。来期見通しは全産業で上昇、産業別では、建設業を除く 4 産業で上昇の見込み。

◆小売業で売上単価・客単価 DI がプラス圏に浮上

○「売上単価・客単価 DI（前年同期比)」は、小売業で約 31 年ぶりにプラス圏に浮上するなど、一定の価格転嫁が進んでいると考えられる。一方、「原材料・商品仕入単価 DI（前年同期比)」は、小売業、サービス業で 1980 年の調査開始以来、過去最高値を記録、また、他の産業でも過去最高水準で推移しており、収益面で厳しい状況が続いている。

◆経営上の問題点で経費の増加が課題

○経営上の問題点の回答割合をみると、エネルギー価格等の高騰により「人件費以外の経費の増加」、経済活動の正常化に伴い「人件費の増加」が上昇している。また、「従業員数過不足 DI（今期の水準)」は、不足感がコロナ前（2019 年 7-9 月期）の水準に戻っており、不足感の強まりが人件費の増加に影響している可能性がある。

Ⅲ－２ 中小事業者を巡る社会･経済環境の変化

中小事業者においては、足元では、新型コロナウイルス感染症による影響からの事業の再生が重要なテーマとなりますが、一方で SDGs（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラルなどの世界的な取り組みへの対応、情報化への対応などが求められています。本計画の策定にあたり、中小事業者を巡る社会・経済環境の変化を次のように整理します。

（１）人口減少・少子高齢化による人口構造の変化

我が国の人口は、2008 年(平成 20 年)以降減少局面となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口減少は加速していくと推計されています。

このような人口減少・少子高齢化により、市場や需要の縮小、事業活動の停滞といった、経済活動における負の循環が懸念されます。また、本市のような地方においては、人口減少・少子高齢化は深刻であり、若年層の流出、後継者不足などが顕著となっています。

（２）情報技術の進展

生活や産業などのあらゆる面で、情報化が進展しています。国においても、Society5.0 の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性を指摘しています。一方で、情報技術の活用は、人口減少が進み、生活の場面で車による移動が必要な地方の課題に対して、きめ細やかに対応できるようになる可能性も指摘されています。さらに、ＡＩ技術の発展により、雇用や産業構造の変化も予想されており、情報技術の進展による変化に対応したまちづくりが求められています。

（３）働き方や暮らし方の変化

人口減少や情報技術の発達、社会保障政策の変更などに伴い、働き方や雇用のあり方が変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症に伴いうテレワークの拡大もみられるなど、従来のような職住分離の暮らし方から、組織や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方、暮らし方を選択できる社会となることが予想されています。また、女性や高齢者の労働参加が増加しており、保育ニーズが増加しているほか、買い物などについても、インターネット通販の拡大など効率的なライフスタイルが求められます。

（４）カーボンニュートラルの推進

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。わが国では、中小事業者が日本の温室効果ガス排出量の約２割程度を占める中で、我が国の産業競争力の強みであるサプライチェーンを維持・強化する観点からも、中小企業・小規模事業者においても、カーボンニュートラルを推進する必要があるとされており、グリーン分野への展開なども含め、カーボンニュートラルの推進に向けた取り組みが期待されます。

Ⅲ－３ 鉾田市の中小企業･小規模企業振興にかかる課題

■小規模企業の経営の安定及び革新に関する課題

～本市内の中小企業･小規模企業振興の方向性の明確化～

市の事業所は、中小企業や小規模企業が多く経営者の高齢化も進んでいます。そのため、全ての事業者が将来に向けて希望を持ちながら経営に取り組める環境づくりが重要です。本市は、「日本でいちばん野菜をつくるまち」であるほか、太平洋や北浦、涸沼といった水辺を有するまちであり、農業や観光・交流と連携した商品・サービスの創出なども考えられ、市内の中小企業・小規模企業に向けて、産業振興の方向性を示す必要があります。

■小規模企業の経営基盤の整備に関する課題

～地域資源を活用した産業育成の推進～

本市においては、農業が強い産業となっており、商工業においても農業に関連する分野が強い状況となっています。そのため、このような分野を中心として、中小事業者の育成や連携を促進することにより、産業育成を目指す必要があります。なお、農業については、商工分野だけでなく農業分野との連携が不可欠なことから、庁内における支援体制の整備の検討も必要です。

■小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する課題

～中小事業者を担う人材の確保～

意向調査では、来期以降の経営状況については改善を見込む中小事業者が多くなっていますが、引き続き資金繰りや販路拡大の支援を行うとともに、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、人材確保に対する支援も必要となります。

■小規模企業の事業承継の支援に関する課題

～将来の地域産業の育成に向けた支援～

全国的に事業承継が問題となっている中で、意向調査では、本市においても事業承継が課題となっていることが確認されました。本市における事業承継については、大きく農業の継承と、農業以外の産業の承継に区分して考える必要があり、前者については、いわゆる農業後継者の育成を中心に取り組むとともに、後者については、ヒアリングにおいても、後継者の育成・確保、M&A といった事業承継に対する支援の重要性が指摘されており、商工会や金融機関と連携した取り組みを強化する必要があります。

■新事業の創出及び起業支援に関する課題

～経営革新や担い手育成に対する支援～

新型コロナウイルス感染症により、サービス業をはじめとする多くの産業で、売上高や来客数の減少が見られました。また、世帯の小規模化やライフスタイルの変化、新しい生活様式への移行といった流れの中で、インターネット通販もこれまで以上に消費者に浸透しており、これまでの事業分野や販売方法では、利用者に対する十分な訴求ができなくなることも考えら

れ、新しい商品・サービスの開発に対する支援が必要です。

また、働き方の多様化に伴い、起業・創業に対する関心も高まっており、地域経済を支える新しい担い手を育成するための支援も必要です。

■小規模企業の資金調達の円滑化に関する課題

～現在の経営環境に対する支援～

金融機関に対するヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症による資金繰りを支援するために進められた、いわゆるゼロゼロ融資の返済が困難となることが懸念されており、引き続き中小事業者の資金繰りに対する支援や、販路拡大、物価高騰対策など、中小事業者自身では対応が困難な分野についての支援を行う必要があります。

■小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築に関する課題

～商工会、金融機関、行政が連携した支援～

金融機関に対するヒアリングでは、中小事業者にとって、商工会や金融機関が重要な支援の主体となっていることが指摘されています。そのため、商工会や金融機関、行政が、それぞれの役割分担と連携をしながら、一体となった支援を行う必要があります。

■小規模企業に関する情報の収集及び提供に関する課題

～中小事業者に対する情報提供の充実・強化～

経営支援や経営革新に関する各種制度や税制等については、中小事業者が単独で収集することは限界があり、事業機会や経営革新の機会を喪失することも懸念されます。このような情報については、商工会や金融機関から提供されるケースも多くなっていますが、行政も含めた３者が連携し、中小事業者に対する情報提供の充実・強化に取り組む必要があります。

■その他必要な事項

～持続可能性のある経営環境づくりに向けた支援～

近年、情報化やカーボンニュートラルの推進といった社会潮流が注目されています。国連においてもＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の実現が示されおり、本市の総合計画においても、その推進に取り組むこととしています。一方で、これらの取り組みは中小事業者にとっての負担ともなりえるものであることから、中小事業者に対する啓発を含めた取り組みを充実・強化する必要があります。

また、自然災害の多頻度化、激甚化も懸念されており、減災に対する取り組みや事業継続計画の策定などに対する支援の検討も必要です。

第Ⅳ章　計画の基本理念

前章までに整理した中小事業者等を巡る環境や本市の課題を踏まえ、本計画では、人口減少や高齢化などが課題となっている本市において、市内で事業活動を行う中小事業者等は、事業活動を通じて地域の社会的課題の解決に取り組む主体であり、地域の生活利便性、雇用・就業、地方創生を担うことが期待されることを踏まえ、次のような基本理念を設定します。

【基本理念】

地域を担う中小事業者の持続的成長を支援する環境づくり

この基本理念に基づき、具体の施策の柱となる基本方針を、条例第５条に掲げる施策に沿って、次のように設定します。

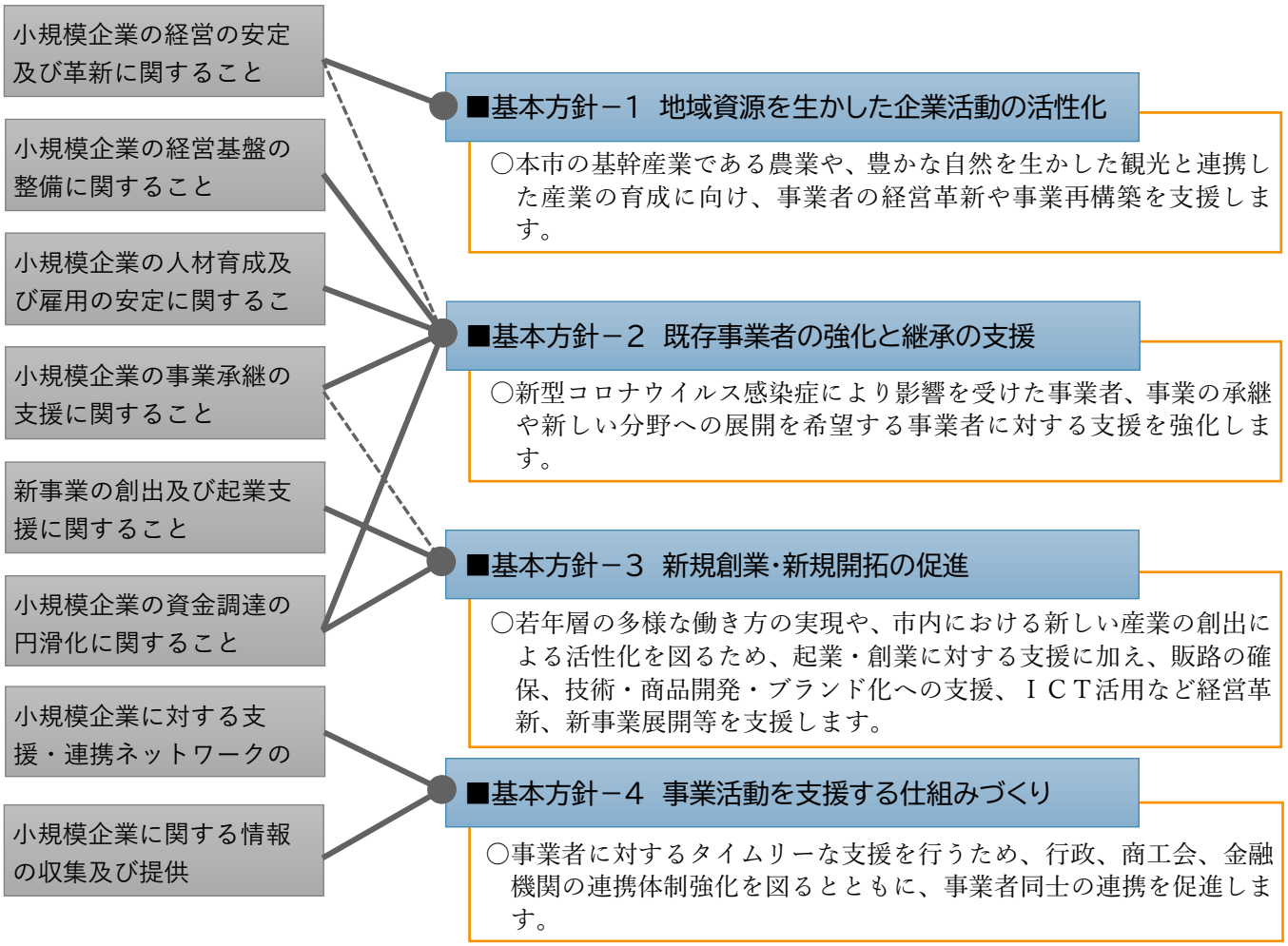

第Ⅴ章　施策の展開

■基本方針－１　地域資源を生かした企業活動の活性化

【現状と課題】

○本市の産業は、農業が大きなウェートを占めており、卸売業や小売業についても、農業に関連する事業者が多くなっています。

○また、市の施策としても、農業を生かしたまちづくりを推進しており、第一次産業だけでなく、農業を生かした観光・交流などへの展開も期待されることから、観光分野での産業育成も期待されます。

○一方で、一般的な小売業については、ライフスタイルの変化などから大規模な商業施設が嗜好される傾向が強くなっており、従来の小売店舗等の経営環境は厳しくなっています。

【取組の方向性】

○本市の基幹産業である農業と関連する産業の育成を図り、本市の特性を生かした中小企業振興を推進します。

○中小事業者との連携を強化し、経営革新や事業再構築に関するニーズの把握を行いながら、継続的な支援に取り組みます。

【関連する中小企業支援制度（詳細は資料編に記載）】

◆チャレンジ事業者応援事業補助金

◆がんばる商店支援事業補助金

◆先端設備等導入計画の認定受付

◆施策1－1　農業と連携した企業活動の創出

○農業産出額「野菜」で全国一位である本市の農業を生かし、「日本でいちばん野菜をつくるまち」にふさわしい、新しい商品やサービスの開発に向けた農業経営体との連携に対する支援を行います。

○また、農業経営体に対しても、新しい商品やサービスの開発など、経営の多角化などについての支援を行います。

◆施策1－2　観光･交流資源と連携した企業活動の創出

○本市への来訪客を確保するとともに、来訪者の市内での回遊促進に向け、農業や自然などの本市の資源を生かした体験型の観光・交流の商品化に向けた企業活動の支援を行います。

◆施策1－3　イベント等の開催支援

○本市の中小事業者の商品やサービスのプロモーション、販路開拓を支援するため、商工会

や金融機関、農業関係団体などと連携し、市内でのイベント開催や、都市部などでのイベントへの市内中小事業者の出店を支援します。

◆施策1－4　市街地の賑わいづくりと中小事業者の経営支援

○本市の市街地の賑わい創出や市民の利便性を確保するため、医療・福祉施設や公共交通、教育施設などと連携した活性化の取り組みを支援します。

○中心市街地や駅などについては、全ての人が利用しやすい環境づくりに向け、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

○個性ある中小事業者の経営を支援するため、インターネットを活用した事業機会への挑戦や販路拡大の支援を行います。

○商店街の空き店舗や空き地の利活用の推進と起業・創業の連携を強化し、商店街のにぎわい創出を目指します。

■基本方針－２　既存中小事業者の強化と継承の支援

【現状と課題】

○人口減少や高齢化が進む中で、経営が安定している既存中小事業者においても後継者や従業員の不足などが進んでいます。また、人件費や仕入れ価格の高騰もみられており、既存中小事業者の経営環境は厳しくなっています。

○意向調査においては、事業承継への不安や人材確保が課題として指摘されており、市内における事業所の維持を図るためには、事業承継や人材確保に対する支援が必要となっています。

○また、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りなどに対する支援も重要となっております。

【取組の方向性】

○市内事業者の意向を把握しながら、市内事業所の事業承継の支援に向け、商工会や金融機関との連携を強化します。

○商工会と連携しながら、中小企業に対する経営情報や支援制度に関する情報提供を強化するとともに、資金繰りなどの際の信用保証料に対する支援を行います。

【関連する中小企業支援制度（詳細は資料編に記載）】

◆経営環境改善支援金
◆先端設備等導入計画の認定受付
◆セーフティネット保証制度
◆自治金融　信用保証料補給金
◆特定創業支援事業による証明書の発行

◆施策２－１　事業承継･人材確保に対する支援

○事業承継や人材確保に対する中小事業者のニーズを把握するとともに、各種支援制度に対する情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

○事業承継に対する意向やニーズを把握しながら、親族間での事業承継だけでなく、第三者承継、Ｍ＆Ａを含めた多様な選択を支援します。

○人材確保に向け、いばらき就職支援センター鹿行地区センター（ジョブカフェろっこう）、ハローワークとの連携強化を推進するとともに、各種イベントを通じてマッチング機会の提供を行います。

○女性や高齢者が働きやすい環境づくりの支援を行うとともに、多様性に配慮した取り組みの充実を図る視点から、障害者雇用の促進に努めます。

◆施策２－２　事業経営に関する指導･助言

○事業の安定化や経営革新に向け、商工会や金融機関などと連携し、経営者のニーズを把握しながら、中小事業者の経営相談・指導、経営診断などの支援を行います。

○各種制度の活用に向け中小企業庁が実施する相談機会、各種セミナーや研修等に対する情報提供の充実を図ります。

◆施策2－3　各種融資に関する支援

○必要な経営資金の円滑な確保を目指し、商工会や金融機関と連携し、中小事業者が必要とする運転資金や設備資金の借入に際し信用保証料等の支援を行います。

■基本方針－３　新規創業・新規開拓の促進

【現状と課題】

○本市は、国の認定を受けた「創業支援事業計画」に基づき、創業希望者に対する相談やセミナー事業等の支援を行っています。

○本市の資源である地域の農産物を生かした加工や販売、地域住民のニーズに合ったきめ細やかなサービス提供を図るためには、地域に根差した企業や個人による事業活動が重要であり、市内での起業・創業を支援する必要があります。また、起業・創業は、多様な働き方を実現する手段としても期待されます。

○既存の中小事業者に対しても、既に実施している業態転換や新規事業開拓のための取り組みを継続し、新商品・サービスの開発に加え、情報技術を活用した経営革新の取り組みを支援する必要があります。

【取組の方向性】

○起業・創業を目指す人を支援するため、研修・セミナーなどの機会を提供するとともに、開業後の段階に応じ、販路の確保、技術・商品開発・ブランド化への支援、ＩＣＴ活用などについて、商工会や金融機関と連携し継続的な支援を行います。

○既存中小事業者の経営革新、新事業展開等を支援するため、商工会や金融機関と連携した経営支援を行います。

【関連する中小企業支援制度（詳細は資料編に記載）】

◆持続した経営支援事業給付金（家賃補助）

◆鉾田市 UIJ ターン創業祝い金給付

◆創業支援事業補助金

◆特定創業支援事業による証明書の発行

◆施策３－１　起業･創業のための支援

○起業・創業を希望する方の支援を行うため、「創業支援事業計画」に基づき、商工会や金融機関と連携しながら、相談支援や補助金の交付、制度資金の活用などを通じた事業活動の支援を行います。

○起業・創業と商店街の活性化を推進するため、商店街の空き店舗を利用する際の支援について検討します。

○スタートアップ企業の支援、都市部からの企業移転の促進を図るため、総合戦略に基づき実施する移住・定住施策と連携しながら、コワーキングスペースやシェアオフィスなどの整備を検討します。

◆施策３－２　販路拡大に向けた取組への支援

○中小事業者の商品・サービスのプロモーションや販路確保を支援するため、市内外でのマッチングイベントの開催、本市の特産品や事業所の情報等に関する情報発信に取り組みま

す。

○既存中小事業者の新しい商品・サービスの開発など、いわゆる「第二創業」に対しては、「チャレンジ事業者応援事業補助金」として業態転換を促進していますが、変化する市場への対応を支援するため、引き続き支援に取り組みます。

◆施策3－3　空き店舗活用のための支援

○空き店舗の活用を推進するため、事業者の業態転換等新たな取り組みを支援する補助金により、空き店舗を活用して新事業を行う際に必要な工事費・機械設備購入費・備品購入費等を補助します。

○空き店舗を借りて開業する新規創業者の店舗家賃に対する給付金を支給します。

◆施策3－4　商品･サービスの開発･ブランド化への支援

○中小事業者が行う商品・サービスの開発やブランド形成を支援するため、市外の事業者や異業種間での交流機会の提供を検討するとともに、大学や研究機関との連携、専門家の派遣などによる支援を行います。

◆施策3－5　ICT活用に向けた取り組みの支援

○事業活動において不可欠になっている情報技術の活用に向け、中小事業者が実施する情報機器の導入や活用について、導入コストに対する支援や、効果的な活用に向けた研修などを行います。

○電子帳簿保存法など、情報技術を活用した新しい制度への移行に対する支援を行います。

■基本方針－４　事業活動を支援する仕組みづくり

【現状と課題】

○事業活動を継続し拡大するためには、中小事業者の経営形態や実績に応じた支援が必要です。特に市場環境やニーズの変化に対応するためには、既存事業の再構築も必要となります。

○農業を生かした産業の構築は、本市の地域資源活用の視点からも重要であり、農工商の各分野の連携とともに、行政、商工会、金融機関といった中小事業者を支援する主体の連携強化が必要です。

○新商品・サービスの開発に向けては、多角的な視点が重要となることから、産官学の連携、企業連携などを支援する必要があります。

【取組の方向性】

○市内の中小事業者を支援するため、行政、商工会、金融機関の連携体制強化を進めます。

○中小事業者の事業活動の高度化、多角化を支援するため、多様な主体との連携機会の提供を行います。

【関連する中小企業支援制度（詳細は資料編に記載）】

◆セーフティネット保証制度

◆自治金融　信用保証料補給金

◆施策４－１　本市の産業に関するプロモーションの充実･強化

○市内の中小事業者の活動の支援や、本市の資源を生かした産業活動への市外からの参入を促進するため、多様な媒体の整備・活用により、本市の産業環境や中小事業者、産業活動などに関するプロモーションの充実・強化を図ります。

◆施策４－２　異業種･産学官連携の促進

○新商品・サービスの開発などを支援するため、異業種との交流、学術・研究機関との連携機会の提供を行います。

○異業種との連携、市外企業との連携による新商品・サービスの開発や提供、新しい市場への挑戦を支援します。

◆施策４－３　各種団体の活動支援

○市内の中小事業者の連携による事業拡大や販路確保などを目指し、市内の各団体との活動支援や連携強化を図ります。

◆施策４－４　防災や減災に対する対応の充実

○東日本大震災において、本市の中心市街地も大きな被害を受けました。今後も南海トラフ地震等の大規模な地震災害の発生が予想されるとともに、風水害についても多頻度化、激

甚化の傾向にあることから、中小事業者の防災や減災に関する取り組みを支援します。

○災害時においては、応急対応や復旧の過程において、中小事業者の協力が不可欠であることから、災害時の協力のあり方を検討するとともに、中小事業者の事業の継続性を確保するため、事業継続力強化支援計画に基づき、中小事業者に対してＢＣＰに関する国の施策の周知、事業者ＢＣＰセミナーの周知・斡旋、損害保険への加入促進、防災備品の備蓄などを行います。

第Ⅵ章　計画の推進に向けて

1. 計画の推進にあたって

中小企業・小規模企業の振興を目的とする本計画の推進においては、意向調査やヒアリングでも把握されたように、行政の取り組みだけでなく、中小事業者が日常的に接する機会が多い、商工会や金融機関と連携した取り組みが不可欠となります。また、連携にあたっては、これらの主体がそれぞれの役割を認識しながら連携する必要があることから、計画の推進にあたっての各主体の関わりと役割を次のように設定します。

図－各主体の役割

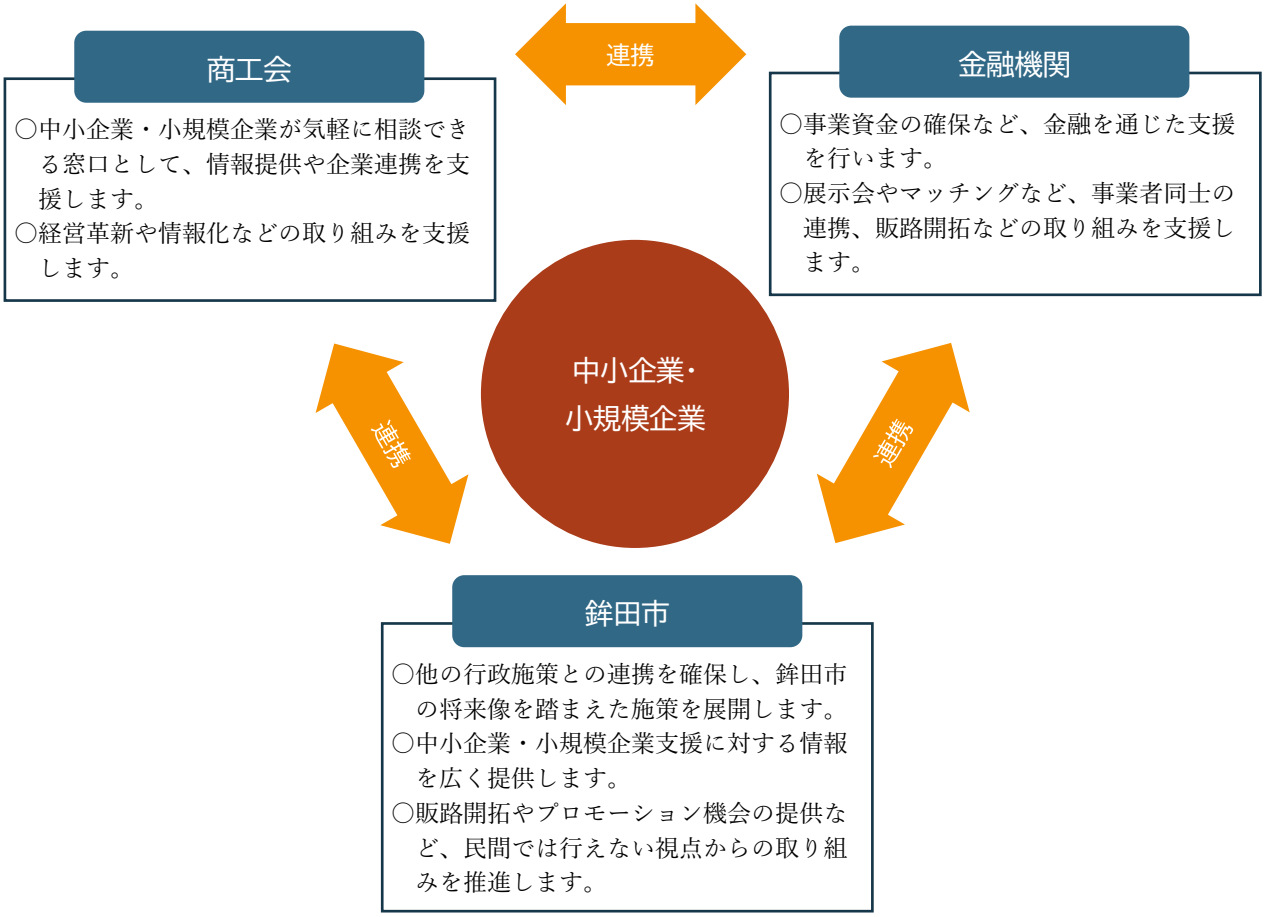

2. 計画の評価と改善

本計画は、令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間の取り組みを示す計画ですが、位置づけた施策を着実に実施できるよう、ＰＤＣＡサイクルに基づく評価、改善を実施し、施策の有効性や改善点などを検証しながら進めることとします。

図－ＰＤＣＡサイクルのイメージ

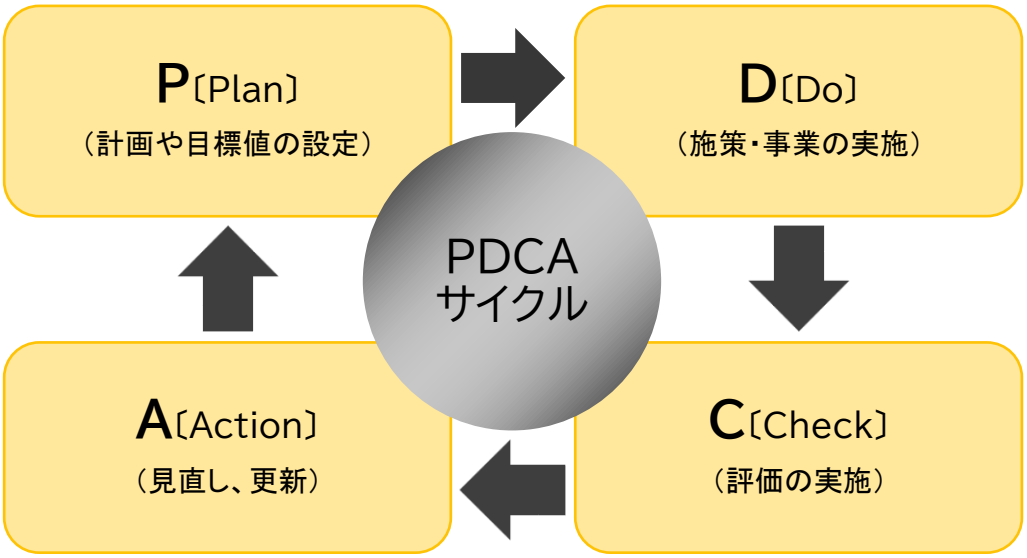

【PDCAサイクルの役割について】

■Plan：鉾田市商工観光課において、実施にあたっての計画を策定します。

■Do：事業毎に鉾田市商工観光課、商工会、金融機関が中心となり、プレイヤーとなる中小事業者を支援します。

■Check：鉾田市商工観光課において、商工会、金融機関、中小事業者等からの意見を把握しながら評価・検証を行い、必要に応じて見直し事項をとりまとめます。

■Action：評価・検証結果に基づき、必要な見直しを行いながら事業を実施します。

3. 施策評価の仕組みづくり

施策評価の実施にあたっては、各施策の進捗や課題を体系的に整理できるよう、評価シートに基づく検証を行うこととします。

図－評価シートのイメージ

施策	施策名	現年度の取組	効 果	課 題	次年度に向けた改善事項
施策１－１	農業と連携した企業活動の創出				
施策１－２	観光・交流資源と連携した企業活動の創出				
施策１－３	イベント等の開催支援				
施策１－４	商店街の活性化と個店の経営支援				

資料編

1．鉾田市の中小企業支援制度（令和５年度）

事業名	経営環境改善支援金 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和5年度に実施した事業
事業概要	原油価格及び物価高騰等の影響を受け経営環境が悪化している市内の中小企業者等（農林水産業を除く）に対し、事業の継続を支えるため最大 100,000 円の支援金を交付する。
内　容	■対象者 令和 3 年 4 月 1 日時点で市内に事業所を有し事業を営む中小企業者等（農林水産業を除く。） ◇個人事業主・・・令和 4 年分の確定申告又は市県民税で申告した、売上高総利益又は営業利益を、令和 2 年分若しくは令和 3 年分と比較し、30 万円以上減少している者 ◇法人・・・令和 4 年を 6 か月以上含む事業年度の確定申告に要した決算書に記載されている売上高総利益又は営業利益を、令和 2 年分若しくは令和 3 年分を 6 か月以上含む事業年度と比較し、30 万円以上減少している者 ■支援金の額

売上高総利益又は営業利益の減少額	支援金額
30 万以上 50 万円未満	30,000 円
50 万以上 100 万円未満	50,000 円
100 万円以上	100,000 円

事業名	エネルギーコスト削減補助金 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和5年度に実施した事業
事業概要	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び原油価格や物価高騰の影響を受けた市内の中小企業者等が行う、省エネ機器等の導入や更新するための経費及び事務所等の省エネ工事や改修工事等の経費に対し補助金を交付する。(農林水産業除く。)。
内　容	■補助金の額 補助対象経費の 2 / 3（千円未満の単位切り捨て)または上限 20 万円のいずれか低い額 ■補助対象者（農林水産業は除く） 市内に事業所を有し、市内において事業を行っている者等のうち以下に該当しない者 ・鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年鉾田市条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者 ・本補助金の申請日までに到来した納期限の鉾田市税を滞納している者 ・法令及び公序良俗に反する事業を行う者 ■補助対象経費 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの間に、契約等を締結するなどし、同期

	間に納品，支払(決済)を完了した経費 ■補助対象事業 ①省エネ機器導入事業 省エネ機器の導入経費 （省エネ機器の購入・運搬・設置・取付・既存機器の撤去等に係る経費） ②電気自動車等の導入事業 電気自動車等の車両本体価格(営業用に導入する新車) ③断熱効果の高いリフォーム事業 リフォームを行う経費(市内にある既存事業所のリフォームに係る経費)

事業名	光熱費高騰対策支援金 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和5年度に実施した事業
事業概要	原油価格及び物価高騰等の影響を受ける市内の中小企業者等（農林水産業を除く）に対し、事業の継続を支えるため最大 200,000 円の支援金を交付する。
内　容	■対象者 令和 3 年 4 月 1 日時点で、市内に事業所を有しており、令和 2 年分または令和 3 年分の確定申告で計上した光熱費等（電気料金、ガス料金、上下水道料金、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代）の合計額が消除いた額で年間 120 万円以上の市内中小事業者 ■支援金の額

光熱費等合計額（消費税抜）	支援金額
120 万円以上 240 万円未満	50,000 円
240 万円以上 480 万円未満	100,000 円
480 万円以上	200,000 円

事業名	中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和5年度に実施した事業
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、アフターコロナに向けて行う、新たな思い切った取り組みにチャレンジするための経費に対し補助する。
内　容	■対象者 ・令和 2 年 4 月 1 日以前から市内に事業所を有している中小企業者等及び個人事業主（農林水産業を除く。） ・鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年鉾田市条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者 ・本補助金の申請日までに到来した納期限の鉾田市税を完納している者 ・法令及び公序良俗に反しない事業を行う者 ・令和 3 年度に実施した鉾田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金の交付を受けていない者 ・令和 4 年度に実施した鉾田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金の交付を受けていない者

	※エネルギー転換枠の申請については、この限りではない。 ■補助金の額 ①業態転換枠 補助対象経費の　3/4（千円未満の単位切り捨て）　または　上限 75 万円　のいずれか低い額 ②エネルギー転換枠 補助対象経費の　1/2（千円未満の単位切り捨て）　または　上限 50 万円　のいずれか低い額 ■補助対象経費 広告宣伝費　新聞折込料・雑誌掲載料等の広報に要する経費 印刷製本費　ポスター・チラシ・のぼり等の作成に要する経費 備品購入費　業態転換のための機器等の購入に要する経費 工　事　費　業態転換のための設備等の工事に要する経費 委　託　費　事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため、専門的技術を有するものに対して委託する経費

事業名	創業支援事業補助金
事業概要	本市の産業の復興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、鉾田市内において、創業を行おうとする創業予定者を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
内　容	■補助対象者 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、年度内に創業を行う創業予定者及び創業の日から 3 年を経過しない者（以下「創業予定者等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者 ①鉾田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業（商工会の創業セミナー等）を受けた証明を補助金の交付決定までに有する者 （個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者） ②本市において、金融機関等の融資を受けて創業にかかる補助事業を行おうとする個人若しくは法人であり、補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から 3 年を経過しない者 ③市内に補助事業を行うための事業所等を設けることができる者 ④本市の創業支援窓口を利用し、創業支援等事業者において事業計画書の確認を受けている者であること。又は、補助事業の実施にあたって、金融機関等の融資審査又は茨城県信用保証協会の保証審査を通過した者 ⑤許認可若しくは届出を必要とする業種の創業等にあっては、補助事業完了までに許認可を受けている者、又は届出を行っている者 ⑥補助事業について、一定の期間創業支援等事業者による支援を継続的に受けることができる者 ■補助対象事業 ①事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業 ②創業支援等事業計画の特定創業支援事業である総合相談窓口、ワンストップ窓口又は

	連携機関において創業相談を受け、これらの窓口又は機関において適切な事業計画を有しているものとして、確認を得ている事業 ③市内企業と取引を行うこと等により、地域産業又は雇用への波及効果が期待できる事業 ④以下の各号に掲げる事業でないこと。 ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業 イ　フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業 ウ　太陽光発電事業 エ　その他公序良俗に反する事業 ■補助対象経費 ①施設整備費 事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費及び住居部分にかかる経費を除く。） ②機械装置費 事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 ③備品費 事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費 ■補助率と補助金の額 補助率：補助対象経費（消費税は除く）の合計額の 2 分の 1 以内 補助金：上限 50 万円

<table>
<tr><td>事業名</td><td>がんばる商店支援事業補助金</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>産業の振興及び活性化を図るため、市内で創業する者又は商業等を営む者等が新たに取り組む意欲的かつ継続性のある事業のソフト面に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td>■補助対象者
○新たに市内において創業しようとする方または創業後 3 年以内の方（市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店は除く。）
○市に住民登録をしている個人で、市内において商業等を営む者
○市に法人開設届を提出している法人（市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店は除く。）
○商業等店舗が概ね 5 店舗以上近接し商業集積を形成している地域の団体等（法人の有無は問わない。）
○市内中小企業者により組織された団体等で、活動の拠点を市内に有する団体等
○商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会
○前各号に掲げるもののほか、市長が特に産業等の振興及び活性化に寄与すると認める者及び団体等
■補助対象事業
○創業事業　　○販売促進事業
○商店商品魅力向上事業　　○調査研究事業
○その他、市長が産業等の振興及び活性化を図る上で、効果があると認められる事業
■補助率と補助金の額
補助率：補助対象経費（消費税は補助の対象外）の合計額の 2 分の 1 以内
補助金：上限 20 万円
■補助対象経費
<table>
<tr><th>費　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>謝　金</td><td>講師又は専門家等の謝礼等に要する経費</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td>事業遂行上に要する経費</td></tr>
<tr><td>広告宣伝費</td><td>新聞折込料･雑誌掲載料等の広報に要する経費</td></tr>
<tr><td>印刷製本費</td><td>ポスター･チラシ･のぼり等の作成に要する経費
会議時の資料作成に要する経費</td></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td>燃料費，コピー代，事務用品等の購入に要する経費(20 千円上限)</td></tr>
<tr><td>委託費</td><td>事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため，専門的技術等を有する者に対して委託する経費</td></tr>
<tr><td>使用料及び賃借料</td><td>(1)　機器･器具等のリース･レンタルに要する経費
(2)　会議場等の借上げに要する経費</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>各手数料</td></tr>
<tr><td>通信運搬費</td><td>郵便料、運送料等</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>保険料等</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>市長が必要と認める経費</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

事業名	持続した経営支援事業給付金(家賃補助)
事業概要	創業間もない市内事業者の事業継続を支援し、市内における商業等の振興及び活性化を図るため、創業者が賃借している市内事業所等の賃料に対し給付金を支給する。
内　容	■対象者 ○申請時点で創業の日から 1 年を経過し、かつ、創業から 3 年以内の方で給付金の受給後も事業を継続する意思のある者（市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店は除く。） ○前各号に掲げるもののほか市長が特に産業等の振興及び活性化に寄与すると認める者及び団体等 ■給付対象要件 賃貸借契約に基づき支給対象者が賃借している鉾田市内の事業所 （事務所・店舗・土地等（仮設や臨時のものは除く）） ■給付金の額 基準額が 8 万円未満の場合・・・基準額に 2 分の 1 を乗じて得た額に 12 を乗じた額 基準額が 8 万円以上の場合・・・48 万円 ※基準額→1 か月分の賃料（管理費及び共益費除く。）

事業名	UIJ ターン創業祝い金
事業概要	産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、UIJ ターン（鉾田市以外から鉾田市内へ転入）し、市内で創業する新規創業者に対し、予算の範囲内において祝い金を給付する。
内　容	■給付金の額 法人・個人　 50,000 円 ■給付対象要件(以下の要件いずれにも該当する方) ○年度内に市内において創業しようとする者または市内において創業後 3 年以内の方(市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店は除く。) ○市外から市内へ転入し 3 年以内でかつ、転入日から起算して過去 1 年間本市の住民基本台帳に記載されていない者(個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者) ○鉾田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を補助金の給付決定までに有する者（創業セミナー等の修了） ○市内に事業を行うための事業所等を設けることができる者 ○許認可または届出を必要とする業種の創業等にあっては許認可を受けている、または届出を行っている者 ○給付金の給付から 5 年以内に市外へ転出、及び廃業の予定のない者

事業名	創業支援窓口
事業概要	創業希望者に対し窓口相談による支援を実施する。
内　容	■ワンストップ相談窓口 ○鉾田市商工会・鉾田市役所・地域金融機関等、市内で創業支援に関わる支援機関と連携して創業希望者の抱える様々な創業時の課題を解決 ○場所：鉾田市商工会 ■創業支援相談窓口 ○市独自の補助金等の案内等を実施 ○場所：鉾田市役所３階　商工観光課

事業名	創業セミナー
事業概要	創業希望者に対してセミナーを開催する。
内　容	○鉾田市では、国の認定を受けた創業支援等計画に基づき、起業・創業を目指す方の知識習得のため、全５回の創業セミナーを開催する。

<table>
<tr><td>事業名</td><td>先端設備等導入計画の認定受付</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>鉾田市内に事業所を有する中小企業者が策定した、労働生産性を向上させるための先端設備等導入計画が本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定する。</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td>
■先端設備等導入計画の概要
○「先端設備等導入計画」は、「中小企業等経営強化法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。この計画は、中小企業・小規模事業者等が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることが可能。認定を受けた場合は、国の補助金の優先採択の対象となるほか、固定資産税の減免や金融支援などの支援措置の活用が可能
■認定を受けられる中小企業者の規模
<table>
<tr><th colspan="2">業種分類</th><th>資本金の額又は出資の総額</th><th>常時使用する従業員の数</th></tr>
<tr><td colspan="2">製造業その他</td><td>3 億円以下</td><td>300 人以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">卸売業</td><td>1 億円以下</td><td>100 人以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">小売業</td><td>5 千万円以下</td><td>50 人以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス業</td><td>5 千万円以下</td><td>100 人以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">政令指定</td><td>ゴム製品製造業※</td><td>3 億円以下</td><td>900 人以下</td></tr>
<tr><td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td><td>3 億円以下</td><td>300 人以下</td></tr>
<tr><td>旅館業</td><td>5 千万円以下</td><td>200 人以下</td></tr>
</table>
■先端設備等導入計画認定の主な要件
<table>
<tr><th>主な要件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>計画認定から 3 年間～5 年間</td></tr>
<tr><td>労働生産性</td><td>計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均 3%以上向上すること。
○労働生産性算定式（営業利益＋人件費＋減価償却費）
労働投入量（労働者数又は労働者数×1 人当たり年間就業時間）</td></tr>
<tr><td>先端設備等の種類</td><td>○労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される以下の設備
【減価償却資産の種類】
機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物</td></tr>
<tr><td>計画内容</td><td>○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること。
○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
○認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

事業名	セーフティネット保証制度
事業概要	取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う。
内　容	■対象者 ○取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた者

事業名	セーフティネット保証認定
事業概要	取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するために認定証を発行する。
内　容	■対象者 ○取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者 ■認定要件 第１号　連鎖倒産防止 第２号　取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 第３号　突発的災害（事故等） 第４号　突発的災害（自然災害等） 第５号　業況の悪化している業種（全国的） 第６号　取引金融機関の破綻 第７号　金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 第８号　金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

事業名	自治金融　信用保証料補給金
事業概要	中小事業者に対して自治金融融資制度を利用しやすい環境にすることで、中小事業者の資金繰りを支援する。
内　容	■給付金の額 自治金融融資制度を利用した際に事業者が負担した、信用保証料（初年度保証料）の 60%以内

事業名	特定創業支援事業による証明書の発行
事業概要	○鉾田市では、創業を目指す方への支援を強化するために、平成 26 年に 1 月 20 日に施行された「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」を策定し、平成 29 年 5 月 19 日（変更認定：令和 3 年 12 月 23 日）に国から認定された。 ○この計画に基づく特定創業支援等事業（鉾田市商工会が実施する創業セミナー及び個別相談）により支援を受けたことの証明を受けるためには、鉾田市へ申請が必要 ○市が交付する証明書により、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置や、信用保証の特例などを受けることが可能

内　容	■対象者 (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の(1)又は(2)に該当する者 1　創業を行おうとする者：事業を営んでいない個人 2　創業後5年未満の者：事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人 (2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定 ■特定創業支援事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度 (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について ○鉾田市から証明書の発行を受けた者が、市内において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することが可能 〔登録免許税の軽減措置の内容〕 (a) 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免される（株式会社の最低税額15 万円の場合は7.5 万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免される。)。 (b) 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免される。 (2) 創業関連保証の特例について 特定創業支援等事業により支援を受けた者については、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能 (3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能 (4) 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能

２．鉾田市小規模企業振興基本条例

鉾田市小規模企業振興基本条例

令和 4 年 6 月 17 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条　この条例は，小規模企業が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み，その振興に関し，基本理念を定め，市の責務，事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに，小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより，小規模企業の成長，持続的な発展及び地域経済の活性化を図り，もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　小規模企業者とは，中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する事業者であって，市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2)　商工会とは，商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)の規定する商工会であって，市内に事務所を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条　小規模企業の振興は，小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下，小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ，国，県その他関係機関との連携を図り，小規模企業の成長及び持続的な発展を旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第 4 条　市は，小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2　市は，基本計画を定めようとするときは，あらかじめ小規模企業者の意見及び商工会が策定する経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　市は，小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し，及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ，おおむね 5 年ごとに基本計画に検討を加え，必要があると認めるときは，これを変更するものとする。

4　第 2 項の規定は，基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第 5 条　第 1 条の目的を達成するため，第 3 条の基本理念に基づく基本的施策は，次のとおりとする。

(1)　小規模企業の経営の安定及び革新に関すること。

(2)　小規模企業の経営基盤の整備に関すること。

(3)　小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関すること。

(4)　小規模企業の事業承継の支援に関すること。
(5)　新事業の創出及び起業支援に関すること。
(6)　小規模企業の資金調達の円滑化に関すること。
(7)　小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
(8)　小規模企業に関する情報の収集及び提供
(9)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(市の責務)
第 6 条　市は，第 3 条に定める基本理念に基づき，小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し，実施するものとする。
2　市は，小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて，市民への理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の役割)
第 7 条　小規模企業者は，経済的，社会的環境変化に応じて，自らの経営基盤の強化，経営革新等に努めるものとする。
2　小規模企業者は，市及び商工会との連携に努めるものとする。
3　小規模企業者は，地域社会を構成する一員として，地域社会との調和を図り，安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)
第 8 条　商工会は，小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに，市が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するように努めるものとする。

(市民の理解と協力)
第 9 条　市民は，小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し，小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)
第 10 条　市は，毎年度，小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し，公表するよう努めるものとする。
2　市は，前項の検証にあたっては，小規模企業者・商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)
第 11 条　市は，小規模企業の振興に関する施策を実施するため，必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)
第 12 条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附則
この条例は，公布の日から施行する。